ワンポイント会計基準

vol.333 「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」の公表

2025 年 2 月 4 日に国会に提出された令和 7 年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律案」において、防衛特別法人税が 2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から課されることとされていました。これを受け、企業会計基準委員会は 2025 年 11 月 20 日、「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」（以下「当公開草案」という。）を公表しました。

今回は、当公開草案の内容をご紹介します。

1．会計処理

（1）防衛特別法人税に関する会計処理

防衛特別法人税に関する会計処理については、法人税に対する付加税という点において、地方法人税と共通の性質を有していると考えられることから、地方法人税と同様に行うものとして、法人税等会計基準の定めに従うものとされました。

（2）税効果会計に関する会計処理

防衛特別法人税について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は、地方法人税と同様に取り扱うものとして、企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）第 46 項の定めに従うものとされました。

法定実効税率（税効果適用指針第 4 項（11））については、地方法人税率と同様に防衛特別法人税率を考慮して算定するものとされました。

2．グループ通算制度を適用する場合の会計処理

（1）防衛特別法人税に関する会計処理

グループ通算制度を適用する場合において、防衛特別法人税に関する会計処理については、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第 42 号「グループ通算制

度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「実務対応報告第 42 号」という。）の定めに従うものとされました。

（２）税効果会計に関する会計処理

グループ通算制度を適用する場合において、防衛特別法人税に係る税効果会計に関する会計処理については、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第 42 号の定めに従うものとされました。

３．開 示

（１）防衛特別法人税に関する表示

防衛特別法人税に関する表示については、地方法人税と同様に行うものとして、法人税等会計基準の定めに従うものとされました。

（２）グループ通算制度を適用する場合の表示及び注記事項

グループ通算制度を適用する場合において、防衛特別法人税に関する表示及び注記については、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第 42 号の定めに従うものとされました。

４．適用時期

2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。

以上